

旭川医科大学教務・厚生委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学教務・厚生委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学教務・厚生委員会規程（平成16年4月1日旭医大達第13号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
(略)	(略)
(審議事項)	(審議事項)
第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。	第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
(1) 学生の修学指導及び厚生補導に関すること。	(1) 学生の修学指導及び厚生補導に関すること。
(2) 学生の再入学，編入学及び転入学並びに卒業に関すること。	(2) 学生の再入学，編入学及び転入学並びに卒業に関すること。
(3) 学生の休学，復学，転学，留学，退学及び除籍に関すること。	(3) 学生の休学，復学，転学，留学，退学及び除籍に関すること。
(4) 学生の賞罰に関すること。	(4) 学生の賞罰に関すること。
(5) 聴講生，特別聴講学生，研究生，科目等履修生及び外国人留学生に関すること。	(5) 聴講生，特別聴講学生，研究生，科目等履修生及び外国人留学生に関すること。
(6) 学生団体及び学生の課外活動に関すること。	(6) 学生団体及び学生の課外活動に関すること。
(7) 学生の福利厚生及び保健衛生に関すること。	(7) 学生の福利厚生及び保健衛生に関すること。
(8) 学生の就職に関すること。	(8) 学生の就職に関すること。
(9) アセスメント・ポリシーに基づく学生の成績評価に係る基準の設定，点検及び見直しに関すること。	(9) アセスメント・ポリシー <u>その他</u> 学生の成績評価に係る基準の設定，点検及び見直しに関すること。
(10) 前各号の事項に係る改善及び向上に関すること。	(10) 前各号の事項に係る改善及び向上に関すること。

(11) カリキュラム委員会又は教育センターから付議された事項に関すること。

(12) その他学生の教育及び厚生補導に関すること。
(略)

附 則

この規程は、令和8年9月2日から施行する。

【改正理由】

教務・厚生委員会の審議事項の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

(11) カリキュラム委員会又は教育センターから付議された事項に関すること。

(12) その他学生の教育及び厚生補導に関すること。
(略)